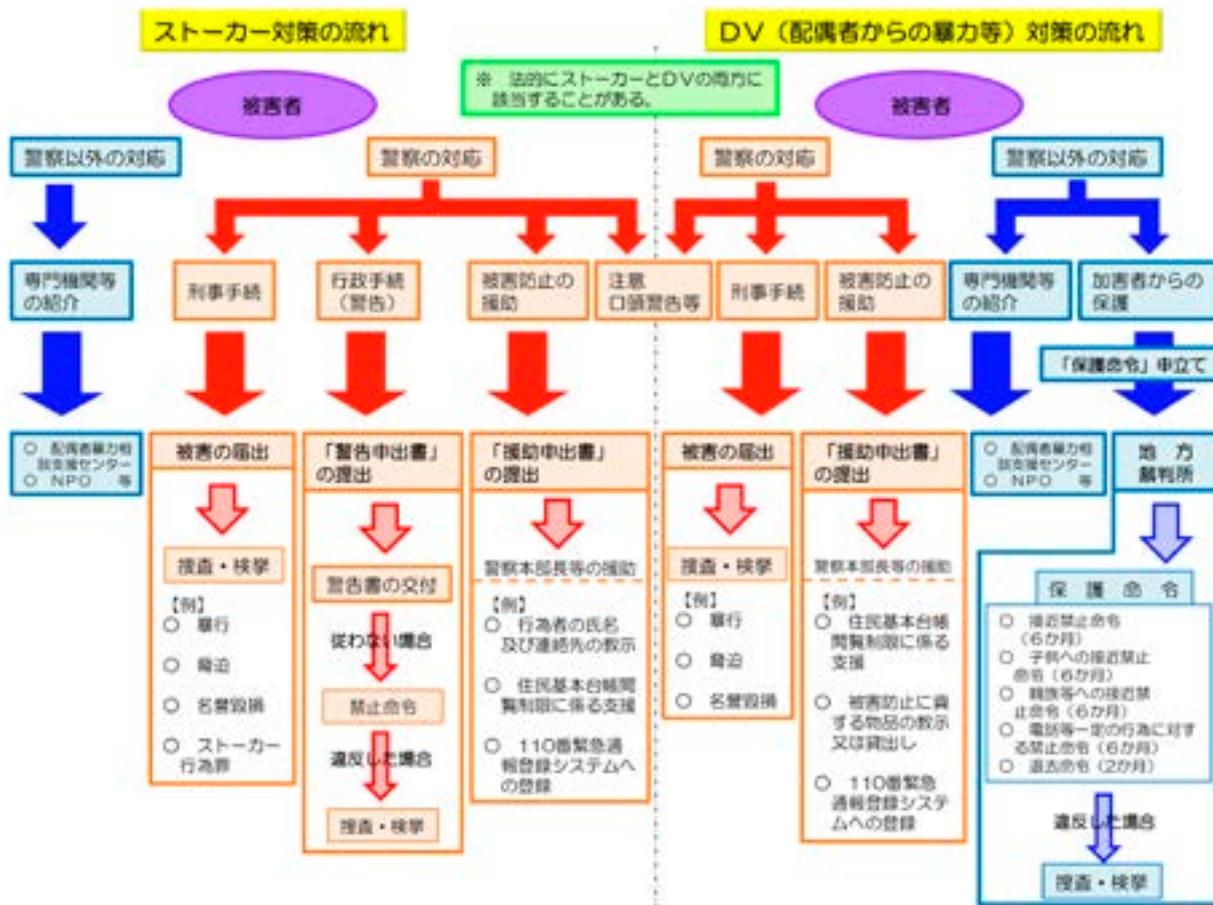


ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



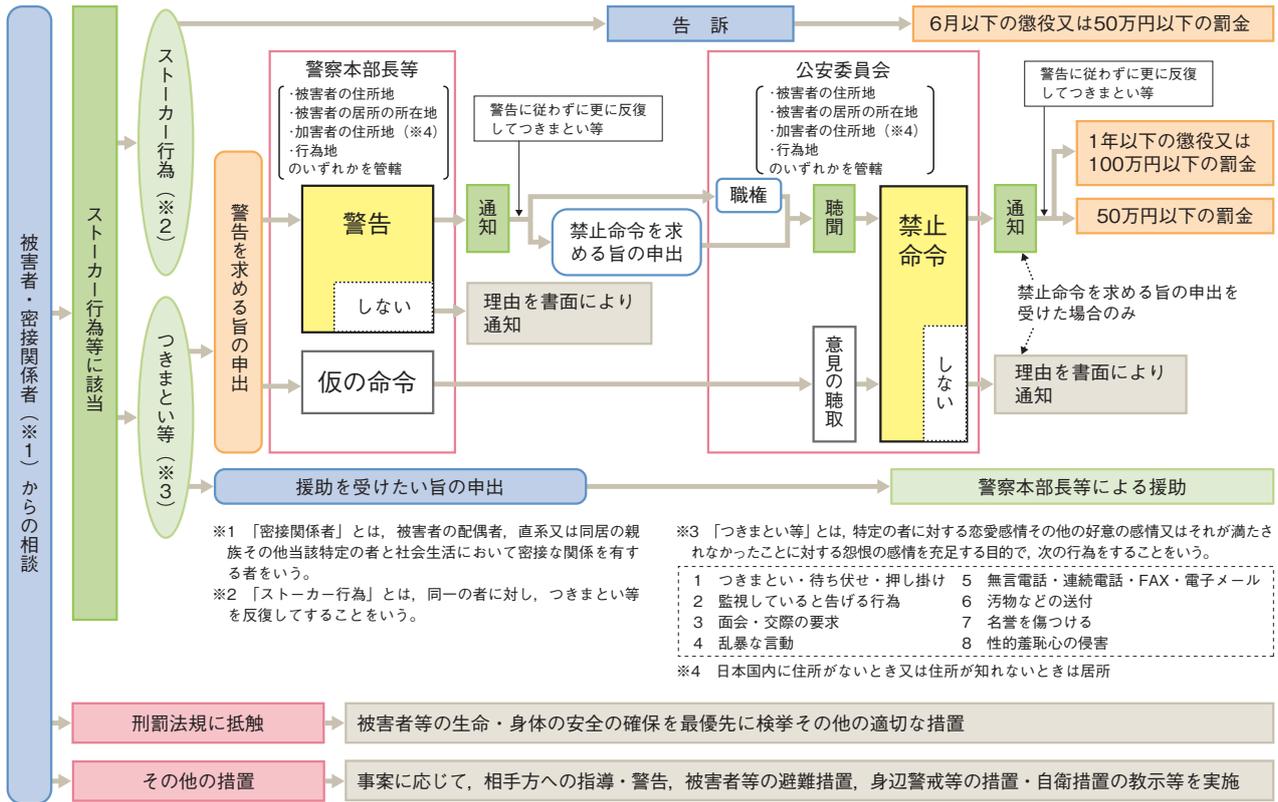
提供：警察庁

この種事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、警察では、ストーカー事案等に一元的に対処するための体制を全国の警察本部に確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙や被害者等の保護措置等、組織による迅速かつ的確な対応の徹底を図っている。このほか、被害者に対し、事案の危険性或警察の執り得る措置等を分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」や事案の危険性等を判定する「危険性判断チェック票」の導入、逮捕状請求における被疑事実の要旨記載に際して

の被害者に関する事項の表記方法への配慮、保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携強化、被害者支援における婦人相談所、日本司法支援センター等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。

なお、平成25年のストーカー規制法の改正では、電子メールの連続送信行為の規制や禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、婦人相談所その他適切な施設によるストーカー被害者支援が盛り込まれた。

ストーカー事案に対する警察の対応の流れ



提供：警察庁

(16) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号160】

人身取引対策に関する関係省庁においては、平成21年12月に策定された「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護のための各種施策を推進してきた。

人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、平成22年6月には、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）」を、23年7月には、「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」をそれぞれ申し合わせ、両申合せに基づき、関係省庁で適切な措置を講じている。

また、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、平成26年6月、「外国人労働者問題啓発月間」にあわせ、人身取引に係る政府広報を実施した。

さらに、人身取引被害の防止及び人身取引被害者の保護を一層推進するため、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議とNGO関係

者の協議を随時開催している。

平成26年12月、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

(17) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

【施策番号161】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査・公判活動を行うため、検察官等の研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(18) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号162】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる「被害者支援員」を配置し、特に大規模庁においては、常時複数名を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の手助け等をするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

被害者支援員を対象とする研修において、被害者支援に携わる方を講師に招いているほか、日々の活動として、被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、被害者支援の状況についての情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図るとともに、被害者支援員の意義や役割についても記載されている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者支援関係機関・団体等に配布するなどして被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

また、犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、検察庁に、被害者相談専用電話であるホットラインを置き、被害者支援員等が電話対応をしている。

(19) 地方公共団体に対する子ども・若者育成支援についての計画に関する周知

【施策番号163】

内閣府においては、都道府県・政令指定都市に対し、平成27年2月に開催した都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議の機会を捉え、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子ども・若者ビジョン」（平成22年

7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知した。

(20) 「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の活用・充実

【施策番号164】

法務省の人権擁護機関においては、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」（0120（007）110「フリーダイヤルゼロゼロなのひゃくとおぼん」）を設置し、虐待・いじめ・体罰等の人権侵害を受けた子供が安心して相談できる環境を整備して、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。

また、平成26年6月23日から同年6月29日までの間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、相談時間を延長するなどして虐待・いじめ・体罰等、子供の人権問題に関する相談に積極的に応じており、同強化週間は27年度も実施を予定している（6月22日から6月28日まで）。

さらに、全国の小中学校の児童・生徒に、「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布したり、法務省のホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口」を開設して、パソコンや携帯電話からインターネットでいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、子供への相談体制の強化を図っている。

加えて、法務局・地方法務局やその支局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等で開設する特設相談所において、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等である女性からの人権相談については、「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施して相談体制の充実に努めているほか、高齢者、障害者を対象とした全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施や、全国8か所の法務

局・地方法務局に英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」の開設など、犯罪被害者等からの人権相談に幅広く応じている。

平成26年中における犯罪被害者等からの相談件数は249件であった。

子どもの人権110番ポスター



提供：法務省

(21) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号165】

文部科学省においては、性犯罪の被害者を含めて児童生徒等の相談等に対して適切に対応できるよう、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置に対して補助を行っている。

また、児童虐待等の問題へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを、各地域の実情に応じて学校等の教育機関に配置する地方自治体の取組に対して補助を行っている。

さらに、いじめ、暴力行為といった子供の問題行動は依然として相当数に上っており、教育上の大きな課題となっていることから、文部科学省では都道府県・政令指定都市教育

委員会や学校に対して、

- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが重要であること
- ・児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案については、学校・教育委員会と警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化の防止を図ることなど、学校・教育委員会と警察が連携・協力していく上での留意事項
- ・学校において生じる可能性がある犯罪行為について、いじめの態様別にまとめたもの

等を示してきた。

なお、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、「被害者の手引」等当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者等に提供している。

(22) 学校内における連携及び相談体制の充実

【施策番号166】

文部科学省においては、学校内で児童生徒等の相談等に適切に対応ができるよう、スクールカウンセラーの配置の拡充、生徒指導推進協力員・学校相談員、スクールカウンセラーの緊急支援のための派遣に対して補助を行っている。

平成26年度においても小・中学校等にスクールカウンセラーを適切に配置できる経費(約2万4千校分)を補助し、相談体制等の充実を図っている。